

## 長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰等により大きな影響を受けている、町内の中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して事業継続と経営維持のための支援として、長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、本店又は主たる事業所の所在地が町内にある中小法人等又は個人事業者等のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、支援金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 令和5年4月1日（以下「基準日」という。）以前から町内で、別表第1の日本標準産業分類に定める大分類における当該支援金の対象業種欄に掲げる業種を営んでおり事業収入を得ていること。ただし、複数の業種を営んでいる場合は、収入の割合が大きい業種を対象業種とする。
- (2) 申請日時点において前号の事業を継続しており、かつ、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。
- (3) 長沼町が実施する以下の事業に係る支援金等の支給を受けていない、又は受けないこと。
  - ア 運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業
  - イ 農業団体施設電気料金高騰対策緊急支援事業
  - ウ ながぬま温泉・道の駅支援事業
  - エ 福祉施設等物価高騰対策支援金交付事業
- (4) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 支援金を交付することが適当でないと町長が判断する者でないこと。

2 支援金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、中小法人等の場合には、次の各号のいずれかの要件を満たす中小法人等であること。ただし、組合若しく

はその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(交付額)

第3条 支援金の額は、基準日時点の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法人事業者 7万円
- (2) 個人事業者 3万円（ただし、店舗・事務所を構えず自宅の居住スペースと同一の場所を事務所とする個人事業者においては、1万円とする。）

(交付申請)

第4条 申請者は、長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次項又は第3項に掲げる書類等及び誓約書（別記様式第2号）を添えて、令和6年4月15日から同年5月31日（消印有効）までに、町長に提出しなければならない。

2 中小法人等である申請者は、申請書に次に掲げる証拠書類等を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 直近の法人税確定申告書別表一の控えの写し（收受日付印又は税理士の署名及び押印がされていること。ただし、e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控えの写し（両面）
- (2) 法人名義の振込先口座の通帳の写し（見開き1ページ・2ページ）
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 個人事業者等である申請者は、申請書に次に掲げる証拠書類等を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 青色申告を行っている場合は、次のアからオの全て  
ア 令和5年分確定申告書B第一表の控えの写し（收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は受信通知を添

付すること。ただし、收受日付印の押印又は受付日時の印字がない場合や受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を附属書類として提出すること。以下同じ。）

イ 所得税青色申告決算書の控えの写し（両面）

ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（見開き1ページ・2ページ）

エ 別表第2に定める本人確認書類の写し

オ その他町長が必要と認める書類

(2) 白色申告を行っている場合は、次のアからオの全て

ア 令和5年分確定申告書B第一表の控えの写し

イ 収支内訳書の控えの写し（両面）

ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（見開き1ページ・2ページ）

エ 別表第2に定める本人確認書類の写し

オ その他町長が必要と認める書類

4 町長は、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることができる。

5 提出のあった申請書類及び添付書類は、返却しない。

（宣誓事項）

第5条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、支援金を交付しない。

(1) 第2条の要件を満たしていること。

(2) 申請書の記載内容及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。

(3) 次条の不交付要件に該当しないこと。

(4) 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

(5) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとす

る。)等が発覚した場合には、第8条の規定に従い支援金の返還等を行うこと。

(6) 誓約書(別記様式第2号)で定める誓約事項

(不交付要件)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

(1) 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織若しくは団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

2 上記各号のいずれかに該当する者が申請を行った場合は、長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金不交付通知書(別記様式第3号)により通知する。

(交付決定)

第7条 町長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

2 町長は、前項の審査の結果を、長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書(別記様式第4号)又は長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者へ通知する。

(決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(中小法人等の証拠書類等の特例)

第9条 第4条第2項の証拠書類等について、法人確定申告書が、合理的な理由により提出できないものと町長が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の法人確定

申告書の控え又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による署名及び押印がなされたもので代替することができる。

- 2 法人名が変更された場合（令和5年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。
- 3 第3条に規定する交付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表第3号に定める証拠書類等を提出することで、交付額の算定を行うことができるものとする。なお、第2号の場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて交付までに時間を要する場合がある。
  - (1) 基準日から申請日の間に個人事業者から法人化した場合
  - (2) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合  
(個人事業者等の証拠書類等の特例)

第10条 第4条第3項第1号①の証拠書類等について、令和5年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと町長が認める場合は、令和5年分の住民税の申告書類の控（收受日付印の押印されたもの。收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第1表に收受日付印のない場合の扱いに準ずる。以下同じ。）で代替することができる。

- 2 第3条に規定する交付額について、次に該当する申請者は、代替措置として、別表第4に定める証拠書類等を提出することで交付額の算定を行うことができるものとする。
  - (1) 基準日から申請日の間に事業の承継を受けた場合
  - (2) 基準日から申請日の間に法人事業者から個人事業者となった場合  
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

長沼町事業者等エネルギー価格高騰対策支援金交付対象業種一覧表

日本標準産業分類に定める大分類における当該支援金の <b>対象業種</b>	日本標準産業分類に定める大・中分類における当該支援金の <b>対象外業種</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	農業、林業、漁業
建設業	医療、福祉
製造業	サービス業（他に分類されないもの）の内 政治・経済・文化団体 宗教 その他のサービス業 外国公務
電気・ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業、郵便業	
卸売業、小売業	
金融業、保険業	公務（他に分類されるものを除く）
不動産業、物品賃貸業	分類不能の産業
学術研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
教育、学習支援業	
複合サービス事業	
サービス業（他に分類されないもの）	

別表第2（第4条関係）

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

1	運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
2	個人番号カード(マイナンバーカード)（表面のみ）又は通知カード
3	写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
4	在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
5	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）
6	上記1から5を保有していない場合、住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票及び各種健康保険証の両方

別表第3（第9条関係）（中小法人等）

項	証拠書類等の特例
1 基準日と申請日の間に個人事業者から法人化した場合	<p>申請者は法人であるが、基準日と申請日の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例によることができる。</p> <p>1 第4条第2項で定める証拠書類等（第4条第2項第1号については、直近の法人化前の個人事業者に係るものとし、第4条第2項第2号から第3号までについては、法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>2 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告の番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致しているこ</p>

	と。) 3 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が基準日と申請日の間であること。）
2 特定非営利活動法人及び公益法人等 （法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人） の場合	申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の証拠書類等の特例によることができる。 1 令和5年3月の属する事業年度の事業収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。） 2 法人名義の振込先口座の通帳の写 3 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等 4 その他町長が必要と認める書類

別表第4（第10条関係）（個人事業者等）

項	証拠書類等の特例
1 基準日から申請日の間に事業の承継を受けた場合	基準日から申請日の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例によることができる。 1 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号①については、前任者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。） 2 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、令和5年分の確定申告書類に記載の住所・氏名（前事業者）からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が基準日と申請日の間



	<p>の開業日であること。また、收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。）</p>
<p>2 基準日から申請日の間に法人から個人事業者となった場合</p>	<p>基準日から申請日の間に法人事業者から個人事業者となった場合、次の証拠書類等の特例によることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号①、②については、個人事業者になる前の直近の法人に係るものとし、第4条第2項第1号に準ずるものとする。）</li> <li>2 基準日から申請日の間に法人の廃止手続きを行ったことが分かる書類</li> <li>3 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、「開業・廃業等日」欄において開業日が基準日と申請日の間の開業日であること。また、收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、受付日時が印字されていること又は「受信通知」を添付すること。）</li> </ol>